

# 後志地本通信

## 2012 人事院勧告出される

### 月例給及び一時金は据え置き

人事院は8月8日、内閣と国会に対して国家公務員の月例給及び一時金を据え置く勧告を出した。しかし、50歳代後半層については給与水準の上昇を抑制するため、昇給制度、昇格制度の見直しの勧告を行った。

人事院は、月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出した結果、従来、較差が小さく棒給表等の適切な改定が困難な場合には改定を見送っていること、減額後は民間給与を下回っていることを踏まえ月例給

の改定は行わなかった。一時金については、民間の特別給支給実績（支給割合）と公務員の年間の支給月数を比較した結果、公務員の支給月数は、民間の支給割合と均衡しており、給与減額措置が行われていることも勘案し、一時金についても改定は行わなかった。しかし、50歳代後半層に

おける官民の給与差は相当程度残るため、昇給については、55歳を超える職員について標準の勤務成績では昇給停止、昇格については、高位の号棒から昇格した場合の棒給月額増加額の縮減を勧告し、来年1月から実施するとしている。自治労は、50歳代後半層の昇給停止及び昇格制度の見直しについて遺憾とし、強く抗議いたします。詳しくは、道本部ホームページに掲載されています。

2012. 8. 9  
＝ 第 1 7 号 ＝

自治労北海道  
後志地方本部  
〒044-8588  
倶知安町北1条東2丁目  
後志総合振興局内  
TEL 0136-22-6636  
FAX 0136-21-2105  
mail  
chihon6636@joy.ocn.ne.jp

一時金比較表

公務の支給月数	民間の支給割合
3.95月(現行)	3.94月

月例給比較表

民間給与 ①	国家公務員給与 ②	較差 ①-②(円) ((①-②)/②)×100%
401,516円	【減額前】 401,789円	【減額前】 △273円(△0.07%)
	【減額後】 372,906円	【減額後】 28,610円(7.67%)

### 4年ぶり

人事院勧告で、月例給、一時金ともに据え置かれるのは4年ぶりとなりま。しかし、高齢層については昇給停止、昇格制度の見直しが勧告され、退職手当については、引き下げが閣議決定されました。自分たちの老後の生活を守るためにも、より一層の団結した取り組みが必要になってきます。  
(桜井)

### 8月のちほんのうごき

- 8月 15日(水) 不戦の日 北海道集會(札幌市)
- 22日(水) 岩内町職共済学習會(岩内町)
- 28日(火) 拡大闘争委員会(札幌市)
- 29~31日 本部定期大会(函館市)